

令和6年度山形県介護支援専門員更新研修（実務未経験者対象） 実施要綱

1 目的

介護支援専門員証の交付を受けてからその有効期限が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない方に対し、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な専門知識及び技術の修得を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とする。

- 2 研修実施主体 山形県
研修実施機関 一般社団法人山形県老人福祉施設協議会（山形県より指定）

- 3 実施方法 Zoomによるオンライン研修。

4 対象者及び留意事項

(1) 次の①～③すべてに該当し、介護支援専門員証の更新を受けようとする者

- ①介護支援専門員資格登録簿の登録を受けている者
- ②介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する者
- ③介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期限が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者（※）ただし、実務経験の有無については申込時点での状況とする。

※1「実務に従事した経験を有しない者」とは、現に有する介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員として従事（サービス計画書の作成業務に従事）した経験を有していない者とする。

- 5 申込方法 申込期限：令和6年11月4日（月）

一般社団法人山形県老人福祉施設協議会ホームページよりお申込み下さい。

下記①～⑤すべてを行なっていただき、申込完了となります。

- ①ホームページ内申込入力フォームの送信
- ②研修システムの登録
- ③研修システム内、研修の申込み
- ④研修記録シート（事前評価シート）
- ⑤事前目標シート（システム内）

【申込時の注意事項】

- ・研修はZoomを使用しての研修となります。グループワーク等も行いますのでパソコンで受講してください。
- ・申込期日を過ぎた場合、いかなる理由があっても申込みを受け付けません。

6 受講決定

・受講の可否については11月中旬頃を目途に申込者に通知します。郵送はありませんのでメールと研修システムで確認してください。

7 経 費

- ・受講料：24,000円（山形県手数料条例に基づく）
- ・支払方法：受講決定通知書に記載する納付期限までに納入をお願いいたします。詳細は受講決定通知書にてご確認ください。なお、いかなる理由があっても納入された受講料は返金しません。
- ・その他：受講に係る通信費及び機材等の購入費・借料等については受講者の自己負担とします。

8 研修科目及び日時

別紙のとおりですが、都合により変更する場合があります。その場合は、山形県老人福祉施設協議会ホームページまたは、ご登録いただいた電子メールアドレス、研修システムでお知らせしますので随時確認してください。

9 遅刻、欠席の取り扱い

研修課程は57時間すべてを履修する必要があります。遅刻、早退、一定時間の離席、欠席は認めません。特別な事情がある場合は、必ず研修実施機関（山形県老人福祉施設協議会事務局、「1213 申込み、お問い合わせ先」のとおり）へ連絡してください。

10 修了認定

研修の全課程を受講し、研修審査委員会により可とされた者を修了者と認め、修了証書を交付します。

11 個人情報の取り扱い

研修申込みで取得した受講者の個人情報の取り扱いについては、本研修の実施及び山形県への報告、照会以外は使用しません。

12 その他

過去に介護支援専門員の実務に従事した経験があり、その際に「専門研修Ⅰ・Ⅱ」及び「更新研修（実務経験者）全課程・課程Ⅱのみ」を受講した実績のある方が、「介護支援専門員証」の有効期間が満了した後に再研修を受講修了した場合、実務に復帰した後の更新では、再び「専門研修Ⅰ・Ⅱ」又は「更新研修（実務経験者）全課程」を受講する（最初からやり直す）こととなりますのでご注意ください。

また、介護支援専門員証の有効期間が満了したにもかかわらず介護支援専門員としての業務を行った場合、登録消除の対象となりますのでご注意ください。

13 申込み、問い合わせ先

〒990-0021 山形市小白川町 2-3-31 山形県総合社会福祉センター内
一般社団法人山形県老人福祉施設協議会 事務局
研修専用 TEL：023-666-8506（問い合わせ時間 平日 9：30～16：00）
FAX：023-616-5570
E-mail：care@scws.yamagata.jp
HP：www.scws.yamagata.jp

山形県老人福祉施設協議会のホームページのQRコード→

